

香川県スポーツ少年団設置規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人香川県体育協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された香川県スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 香川県スポーツ少年団は、県下の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 香川県スポーツ少年団は、市町体育協会が設ける市町スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 香川県スポーツ少年団は、本会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 香川県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (5) スポーツ少年団に関する調査研究の実施
- (6) スポーツ少年団の全県的交流行事の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) そのほか目的達成に必要な事業

第5条 香川県スポーツ少年団は、前条の事業に関しては決定及び実施の権限を有する。ただし、事業実施の基本方針及び予算決算並びにその変更についてはあらかじめ本会理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

第4章 登 録

第6条 香川県スポーツ少年団への加入は、市町スポーツ少年団及び香川県スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程を準用する。

第5章 役員

第7条 香川県スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 14名以上 20名以内
- (4) 委員 43名以内

第8条 委員は市町スポーツ少年団が、その本部長、副本部長又は本部役員の中から1名を選出する。ただし、市の選出数は、登録指導者数により、別に定める。

2 市町スポーツ少年団が選出した委員が、常任委員に就任した場合、市町スポーツ少年団は、その後任として新たに前項の中から委員を選出する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 本部長は、香川県スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

第10条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

第11条 常任委員は委員総会において、委員の中から、郡市ごとに1名及び指導者協議会運営委員長、副委員長の2名を選出し、本部長が委嘱する。ただし、郡市の選出数は、登録指導者数により、別に定める。

2 前項のほか、本部長は委員総会に諮って本会理事会及び学識経験者から6名以内の常任委員を委嘱することができる。

3 常任委員は、常任委員会を組織して、香川県スポーツ少年団の団務を執行する。

第12条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 名誉委員等

第13条 本部長は、委員総会に諮って、香川県スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を、終身の名誉委員に推挙することができる。

2 本部長は、委員総会に諮って、香川県スポーツ少年団本部長・副本部長にあった者のうち適当であると認められる者を、顧問に推挙することができる。

第7章 会 議

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、香川県スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算、そのほか業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

2 委員総会は、毎年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項のほか、常任委員が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

第15条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2 常任委員及び委員が委員総会に出席できないときは、議決権をほかの構成員又は、その所属する市町スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合委任した常任委員又は委員は出席したものとみなす。

第16条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、香川県スポーツ少年団の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

5 常任委員が常任委員会に出席できないときは、議決権をほかの構成員に委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第8章 専門部会

第18条 香川県スポーツ少年団に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会についての必要な事項は、常任委員の議決を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第19条 香川県スポーツ少年団に、指導者の資質、指導力の向上のため、指導者協議会を置く。

2 香川県スポーツ少年団指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 10 章 認定育成員会

第 20 条 香川県スポーツ少年団に、スポーツ少年団活動の活性化とより充実した育成指導を推進するため、認定育成員会を置く。

2 香川県スポーツ少年団認定育成員会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 11 章 リーダー会

第 21 条 香川県スポーツ少年団に、将来の指導者を育成するため、香川県スポーツ少年団リーダー会を置く。

2 香川県スポーツ少年団リーダー会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 12 章 会 計

第 22 条 香川県スポーツ少年団の予算は、本会の特別会計とし、日本スポーツ少年団補助金、そのほかの補助金等、寄附金及び登録料等をもって支弁し、本会の寄附行為の定めるところにより処理する。

第 13 章 事 務 局

第 23 条 香川県スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

第 14 章 本規程の変更

第 24 条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会及び評議員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

この改正規程は、昭和 60 年 8 月 9 日から施行する。

この規程施行時において、すでに旧規程により選任され、在任中の役員の任期は改正規程 7 条及び 8 条並びに 11 条にかかわらず、昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

この改正規程は、平成 7 年 5 月 31 日から施行する。

この改正規程は、平成 8 年 3 月 28 日から施行する。

この改正規程は、平成 15 年 5 月 23 日から施行する。

この改正規程は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。

この改正規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。